

議案第67号

掛川市介護保険条例の一部改正について

掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和元年6月13日提出

掛川市長 松井三郎

## 掛川市介護保険条例の一部を改正する条例

掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（保険料率）</p> <p>第3条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>30,600円</u>とする。</p>	<p>（保険料率）</p> <p>第3条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>平成30年度にあっては30,600円、令和元年度及び令和2年度にあっては25,200円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度の各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>38,640円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度の各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>48,720円</u>とする。</p> <p>5 各年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市介護保険条例の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。